商工だより
No. 38

繁栄をみんなで築く商工会議所



EXPO'70
万国博を成功させよう
EXPO'70-2-AO-32

奈良商工会議所

—＜目　　次＞—

44年度の税制改正……2

寄稿……青年と経営……牛尾治朗……4

ＩＧＳ登録制度を実施……5

43年度の中小企業白書……6

アメリカ人のみた日本の企業……8

にせ税理士にご注意……10

会議所のうごき……11

労働力事情と対策について……16

奈良県公害防止条例……18

全国安全週間について……20

相談あれこれ……22

縫製とプラスチックの下請
大阪下請企業振興会……24

むづかしいバトンタッチ……25

記帳指導、企業診断ドック、検定日程……26

スライドとテープ一覧について……27

七夕（たなばた）

我々の祖先は、天体に限りない夢を馳せた。牽牛織女の伝説もその一つである。平安朝の頃になると、梶の葉に想いをしたためて七夕に祈れば、願い事が叶えられるといわれた。

月の岩石が、人類の手で分析されるようになっても、夜空の神秘は果しない幻想を誘う。

梶の葉に女ならでは詠まぬ歌



奈良近鉄タクシー株式会社

本社　奈良㉓1181大代表

取締役社長　杉本勝彦

＜事業場一覧＞

奈良	奈良㉒5501代	富雄	奈良㊺0096・㊺0981	榛原	榛原⑤0551代
近鉄前	〃 ㉒5271	生駒	生駒③2067・③4321	大宇陀	大宇陀③0018・③0049
紀寺	〃 ㉓1185	生駒台	生駒③2965	五条	五条3297代
法華寺	〃 ㉒0966	九条	郡山②7246	下市	下市3705代
尼ケ辻	〃 ㉝6461	天理	天理②1453・②0082	上市	吉野2961代
西大寺	〃 ㊺0987代	八木	橿原②1032・②1033	吉野山	〃 3021
あやめ池	〃 ㊺0095		②2141・②4311	柏木	柏木 33
学園前	〃 ㊺0091代	壺阪	高取2043		
登美が丘	〃 ㊺0781	高田	高田②5921代		
		桜井	桜井②6288代②2070		

充実した機能で　定数計算も簡単
お求めやすい実用計算機

ALL 10 コンペット



CS-16D　現金定価 230,000円
CS-22D　現金定価 260,000円
CS-33A　現金定価 265,000円
CS-50A　現金定価 495,000円

シャープコンペットCS-12A
現金正価 129,000円

代理店
合名会社 奈良明新社
奈良市橋本町三六
電話㉓3131（代表）

44年度の税制改正（法人税法関係）

租税特別措置の整備合理化と土地税制の改正

恒例の税制改正が行なわれた。昨年七月の「法人税制のあり方如何は、わが国経済に及ぼす影響が広汎かつ重大であるので、いたずらに結論を急ぐことなく……」という税制調査会答申に基いて本年の税制改正は、例年行なわれていた法人税法そのものの改正は行なわれず

①租税特別措置の整備合理化のための改正

②土地税制の改正

の二点について行なわれた。

法人税法施行令および法人税法施行規則の一部改正事項のポイントは（土地税制を除く）次の通りである。

1　返品調整引当金の設定対象となる資産の範囲から割賦販売資産を除外する。

出版業、医薬品販売業等税法指定の事業にかかるたな卸資産は、期末の売掛金に一定率を乗じた額をその返品による利益の減少相当分と見込んで損金の額に算入する所謂「返品調整引当金」の設定が認められているが、この設定対象資産のうち、割賦販売をした、たな卸資産については、税法上の割賦基準の適用を受けた場合割賦売掛金に係る売買益が未実現として繰り延べられ課税対象となっていないにもかかわらず、その利益の一部が引当金として引き当てられることになる不合理を是正して割賦販売されたたな卸資産で、税法上の割賦基準により利益計上を行なっているたな卸資産は、返品調整引当金の設定対象資産から除くこととされたのである。

2　地価が低下するため土地等の帳簿価額の一部の損金算入が認められる三つの設定範囲に、都市計画法の特定街区内における建築物の建築または特定高圧地中電線の敷設のための地役権の設定が加えられた。

たとえば、最近のように都市における建築物の高層化に伴い、超高層ビルを建築する場合には、都市計画法に基づき建設大臣より「特定街区」の指定を受けることにより建築制限の緩和を図ってもらい、その区内の建築容積の余裕部分を利用することにより超高層ビルの建築が可能となるのである。この場合、容積基準

格および中小企業対策から考えても収益事業から除外すべきであるとの趣旨のもとに改正除外されたのである。

4　増加償却制度についての増加償却割合を計算する場合に、取得価額ウェイトを加味して計算することが認められることとされた。

その事業年度における機械および装置の普通償却限度額に、毎日の一台当りの単純平均超過時間を基礎とした増加償却割合を乗じて計算した金額を限度として認められた増加償却制度は取得価額の大きい主要機械装置の超過使用時間が多くても増加償却に反映されなかったが、今回の改正において、増加償却割合を計算する場合の基礎となる一日当りの超過使用時間は、個々の機械装置の平均超過時間にその機械装置の取得価額のうちにその個々の機械装置の占める割合を乗じて計算した時間による方法、つまり取得価額ウェイトを加味して計算した時間による方法で計算することもよいこととされたのである。

取得価額ウェイトを加味する方法を簡単な設例で示すと一日当たりの平均超過使用時間は7.3時間となる。

したがって、普通償却限度額に乗ずる増加償却割合は、次のとおり一八・二五％となる。

$$\frac{25}{1,000} \times 7.3\text{時間} = 18.25\%$$

	d 平均超過使用時間 $\frac{b}{c}$	c その事業年度に通常使用される資産ごとの超過累計時間	b その事業年度の個々の	a 取得価額	個々の機械名 甲製造設備に属する	$d \times \frac{a}{e}$
	時間	日	時間	千円		
A	8.0	300	2,400	10,000		6.66
B	5.3	300	1,600	1,000		0.44
C	4.0	300	1,200	500		0.16
D	0	300	—	300		0
E	2.7	300	800	200		0.04
計	—	—	—	e 12,000		7.3

5　これらの他に①寄付金の特例対象となる試験研究法人等に貿易研修センターが加えられた、②特定退職金共済団体の要件が緩和されたことに伴い、退職金共済の掛金の損金算入の適用関係が明確にされた、③減価償却資産の耐用年数等について、所要の整備が図られた、④法人税の申告書の様式の一部が改正された、等の当面必要とされる規定の整理合理化が行なわれたのである。

更に、租税特別措置法についても、

1　住民対策の拡充、公害対策の促進、原子力発電の推進、および中小企業対策の拡充など当面要請される経済政策に資する特別措置

2　高騰をつづける地価抑制のための地価対策の一環としての土地税制の改正を主眼とし、特別措置の既得権化や慢性化を排除すると共に、特定の政策目的を達成するために、当面の経済情勢に即して真に緊急に必要とされる税制上の誘導措置に限って重点的に措置が図られた。

これ等を逐一ここに載せることができないので、特に身近かに感じられる個所だけを簡単にひろってみると

1　住宅対策として、貸家住宅の割増償却制度の適用期限を昭和46年3月31日まで2年延長するとともに、①取得価額制限を坪当り5万円ずつ引上げ、②面積制限を共同住宅の場合、共用部分を除き各世帯の住宅専用部分のみで一世帯当り一〇〇平方メートル以下であればよいこととするなど、条件の緩和をはかった。

2　公害対策として、公害防止施設の特別償却制度について、その適用期限を昭和46年3月31日までの2年延長することとしたほか、一定の汚水処理施設、ばい煙処理施設および騒音防止施設を特別償却の対象資産に追加した。

3　中小企業対策として、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員である中小企業者の機械等の5年間2分の1割増償却制度および承認を受けた合併または現物出資についての課税特例制度を創設した。

4　輸出の振興策として、輸出割増償却、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、技術等海外取引の所得控除の諸制度について、それぞれ昭和46年3月31日まで適用期限を延長し、或いは制度の改善合理化を図った。

5　交際費課税の強化策として、交際費課税の特例制度について、その適用期限を2年延長するとともに、法定の控除額をこえる額に対する損金算入割合を50％から60％に引き上げた。

6　耐火建築物等の割増償却制度の対象資産に平屋建の普通倉庫を追加した。

7　日銀の公定歩合が日歩建てから年利建てに改められることに伴い所要の改正が行なわれた。

8　海上運送用船舶の初年度10分の1特別償却制度の対象船舶に外航船舶を新しく追加した。

などが見受けられる。

かくして、これら法人税法施行令・法人税法施行規則の一部改正はいづれも昭和44年4月8日に公布され、公布の日から施行され、租税特別措置法等の法案審議の関係から適用は、施行日からではなく、昭和44年4月1日から開始または終了する事業年度からとされ、租税特別措置法の改正など改正初年度では、実質減税ゼロとなっている。

税制調査会の3年間にわたる審議により「法人税制は、長期的な安定した税制を組み立てる必要がある」として、法人税制の基本的仕組みや、一般的な税率等の改正を行なわなかったのであるかと聞くが、今後の法人税法の改正には充分注目したいものである。



企業の社会的役割

どんな企業であっても、そこには必然的に社会的役割が何んらかの形で期待されるものである。経営者がこれをどのように受けとめるか、自覚するかという点にその企業の経営観の土台が形成されると思う。

われわれは自由主義社会の中で経営を行なっている。これをまず正確に認識しなければなるまい。なぜかなれば、社会主義社会の経済活動のヘゲモニーは政府の掌中にあり、自由主義社会の経済活動は個々の企業人の経営努力の集積によって支えられているという明解なる事実である。

自由主義社会の繁栄をもたらすものは、そこに活動の場をもつ企業人の責務であるという使命感を抱かない21世紀の企業を夢みることは不可能だと考えている。中小企業の経営者がそんなことまで考えるものかという向きもあろうかもしれない。しかしあえてこの土台を現代の企業人はすべて明確に持つべきであると思う。企業の目的が単なる利潤の追求にすぎないのなら、経営者というのは実に割の悪い役割ではなかろうか。自己の利得のみを考えるなら、直ちに企業を閉鎖し、より効率のよい投資を行なうべきであろう。その方法はいくらでもあるし、企業を経営するという苦労の十分の一、百分の一のエネルギーですむことなのだから……。

企業の位置づけ、これを経度とするなら、企業の経営を緯度とみることができよう。緯度は、経営者の叡智によって最も効率の高い組織と運営を要求し、その結果として当然利潤が生れてくる。蓋然性のあるものである。ところが組織といい運営といい、教科書にでものせたいようなうまい会社が利潤を生産できずにいる例も少なくない。それは経営者の社会的使命観の欠如、つまり経度座置の不在、もしくはマン・パワーに対する自からの挑戦がなされていないからかのどちらかであろうと思われる。

マン・パワーは量ではなく、その一つ一つのオモミ、実行されるエネルギーをいうのであって数量的なものでも、個々の経歴や潜在するであろうと期待する力でもない。明日に脈うつ力といえよう。これをどのように企業に参加させるかということで、従属せしめようという努力ではない。これが企業の思想というものではなかろうか。電力はその回路のつなげ方で何十万倍もの効率のよい働らきをする。これと同じで回路をどのようにとるかが、企業人としての役割であろう。組織はたとえ朝令暮改になろうとも、効率を高めるという確たる前提があれば、社員はこれを是認するものであり、それに対する柔軟な姿勢こそ企業の若さを持ち続け得るものであろうと思う。

現代青年経営者の在り方

このような経度、緯度の位置つけが、現代企業の不可欠の条件である。ここにおいて公正な商業活動をもって企業の運営がなされ、過当競合の渦からの脱出が得られる。より効率を高める相剰効果がそこに待っているのである。

この基本理念の上にわれわれ青年経営者はいかにあるべきかと考えなければならない。複雑化、多様化する社会、過去の連続のうえに組立て得る思惟の範囲を超える新しい原理の出現する現代、われわれはこれまでいわれてきた創造力、判断力の語意をどのように拡大してゆくかの課題を背負わされている。先入観は一切否定さるべきであり、気象学的創造力を培かう以外に進む途を持たない現状を知るべきであろう。

これには合理的にして数学的な頭脳が強く要求されよう。合理性とか合理的とかを気軽に使う場合が多いが、これは大変にむずかしいことだと思う。特に日本の土壌には育ちにくいものである。幸いにわれわれ青年にはこの芽があり、土壌もいくらかは改善されてきている。

例を長期計画と企業間協力にとる。日本の企業で、これまでいくどか叫ばれ、実行し、挫折してきたこの二つについて考えてみよう。アメリカのアポロ計画は八年前に一九七〇年に必ず人間が月に着陸するという確信に満ちた目標が発表されている。現状からみてこの計画はほぼ間違いなく達成されるであろう。

この計画が確実に実を結びつつある影には七〇万人の人間の協力、明確なる長期計画の実行があったときく。一つの目標に向って分業体制をきめ、まとめてゆく組織力（システム・パワー）の勝利であり、アメリカ企業の世界を制する力の根源がひそんでいるとみていいと思う。

われわれ青年経営者が特に学ぶべき一つの範例をここにみるのである。明治の経営者にみられる指導者としての気骨、倫理観、良識といった社会的責任の自覚と、この新しい土壌と芽の育成ほど、現代青年経営者に望まれているものはないと思う。

筆者略歴＝昭和六年二月、神戸市に生れる。昭和二十八年三月東京大学法学部卒業後、四月東京銀行に入社。同三十一年～三十二年、米国のカリフォルニア大学政治学部大学院に留学。同三十四年一月ウシオ工業株式会社常務取締役、三十八年四月同社取締役副社長に就任。三十九年四月、ウシオ電機株式会社を設立し取締役社長に就任、四十四年一月第十九代日本青年会議所会頭に選ばれ現在にいたる。

青年と経営

日本青年会議所
会頭
牛尾治朗

IGS（国際親善店）登録制度を実施

本所は万国博外客を対象にしたIGS（国際親善店）登録制度を実施することをきめた。

来年三月十五日から開催される万国博に多数の外人観光客が来訪するが、IGSは(International Good-Will Shop)これら外客に楽しい買物、快適なサービスを与えることのできる店を選定し外客の便宜をはかろうというもの。

この実施に伴い『国際親善店審査委員会』を設置し別項の通り委員を委嘱し県市等関係機関の強力な支援によって今後本目的を達成する上に優れた親善店を登録されることになり、その第一回審査委員会を四月十九日、当所において開催し、本制度の趣意並びに「奈良国際親善店」規則並びに審査基準が定められ、更に第二回委員会を五月六日当所ホールにて開催し今後の本制度の進め方について協議された。ちなみにこの親善店制度は各地主要商工会議所が関係行政庁の強い支援によって巾広く設置されるものであります。

制度のあらまし

一、趣旨

日本万国博が大阪において開催を契機に奈良へも世界各国より多数の外客が来訪するものと予想され、この機会に奈良の優れた観光と産業の認識を深め快適な滞日印象を得て帰国してもらうことは、今後の国際観光を推進する上にも極めて必要なことであります。

この趣旨に基いて、奈良商工会議所においても受入対策特別委員会を置きその事業の一つとして、商業道徳の高揚をはかるために国際親善店制度を設定して外客に安心して利用願い、奈良商業の国際的レベルを一層高めると共に国際親善の役割を果たそうとするものであります。

尚、本制度は既に東京オリンピック開催時に東京・横浜・小田原において実施され、多大の効果を収めたものであります。

(1)IGS登録対象業種

奈良市で一年以上経営する物品販売業、ホテル旅館、料理店、レストラン、食堂

(2)申込み

登録を希望する店は、所属団体長の推せんを受けて会議所に申込むものとします。

(3)審査

当所IGS審査委員会が審査を行ないます。

委員は当所の議員・役員並びに学識経験者及び関係業界代表者のうちから会頭が委嘱します。

(4)登録

審査委員会で、合格と判定されたものは当所に登録します。

登録料は一事業年間一万円とし、支店の場合も別の事業場とみなします。

(5)運用について

(イ)標示板の作成と貸与
(ロ)英文登録店リストの作成
(ハ)従業員マナーセミナー開催
(ニ)対外PR

(6)登録期間について

昭和四十五年三月一日より昭和四十六年三月三十一日までとします。

(7)登録審査基準について

特別委員会により別に定めた国際親善店審査基準によります。

委員会委員名簿

委員長　奈良商工会議所副会頭　河合利喜蔵
副委員長　奈良市経済部長　川尻利一
〃　奈良県商工課長　竹田初生

——委員——

奈良県観光課長　島中敏雄
奈良警察署長　下岡一雄
奈良保健所長　石田一郎
奈良県商工観光館長　栄本義治
奈良市観光商工課長・奈良観光協会幹事長　滝川正治
奈良商工会議所専務理事　中村貞三
奈良県旅館環境衛生同業組合長　大東善治
奈良県食品衛生協会会長　田中亀吉
奈良市旅館協同組合理事長八尾喜司雄
奈良市飲食業協同組合理事長神薮和男
奈良商工会議所商業振興委員長　阪本善雄
奈良商工会議所商業小売部会長　細田義雄
奈良商工会議所商業小売部会副部会長　上村次郎
奈良商工会議所商業小売部会副部会長　岡本栄一
奈良商工会議所商業小売部会副部会長　増田義一
奈良商工会議所工芸部会長　水谷嘉六
奈良県土産品公正取引協議会会長　松岡太郎
日本交通公社奈良営業所長　栗田勇
近畿日本ツーリスト奈良営業所長　村田嘉次
奈良ホテル支配人　友田御酒蔵

中小企業庁だより

四十三年度の『中小企業白書』

さる三月四日、四十三年度の「中小企業白書」が発表されました。

こんどの白書の特徴は、わが国が先進国になって行く中で、中小企業がどうなって行くであろうという問題を真正面から取り上げていることです。

日本は昨年、国民総生産で見ても世界で第三位となりましたが、一人あたりの所得でも、おそらく十年以内に世界のベストテン入りをはたすものと見られています。このように、高所得の経済になった場合、中小企業はどんな姿になるのでしょうか。こんどの白書の中で、米国、西ドイツなどの先進国の中小企業の姿を日本の場合と比較しながら、次のように紹介して、この疑問に答えようとしています。

第一は、欧米の先進国でも中小企業は、事業所の数で九割以上、従業者出荷の四割前後という大きな比重を占め、それぞれの国の経済の中で、欠くことのできない重要な地位と役割をもっていることです。日本では、従業者の八割、出荷の五割が中小企業ですから、比重は先進国の方が少ないわけですが、先進国になるまでに日本の経済全体が何倍かになることを考えると、中小企業にも大きな将来が残されていると言えそうです。ただ、手工業が伝統的に強い西独をのぞいて、英、米では零細規模の比重は、小さくなっています。

第二の点は、同じ中小企業といっても先進国とわが国では、中味がだいぶん違うことです。わが国では、大企業に比べ中小企業は生産性が約半分ですが、欧米では二割程度で大きな開きがあります。その原因は、わが中小企業の一人あたりの機械設備所得額が少なくまた技術、技能の水準がまだ低いこと、小・零細規模層が多く過当競争が激しいこと、下請によるしわ寄せが行なわれていることなどです。

先進国化するにはこのような点が解決されなければなりません。

第三番目に、それでは先進国の経済で、中小企業が活動している業種分野はどんなものかを探っています。まず、日本とアメリカの中小企業の間では、業種の構成がかなり似かよっています。両国とも、食料品、木材、化学、金属製品、機械などの比重が高いのです。しかし、原料部門とその加工部門業種に属する、たとえば繊維と衣服、木材と家具、鉄・非鉄と金属製品、機械関係というような例をとって比較して見ますと、米国では、素材関係業種に比べ加工分野の業種の比重が大きく、日本の場合と反対になっていて、日米間できわだった対照が見られます。ついでに、わが国において過去の実績から所得弾性値（国民の所得のふえかたにより需要の伸び方が多いか少ないかの関係）により、中小企業の得意の製品で、こんごの需要の伸びを推測してみますと、やはり衣服、家具、雑貨や機械など加工度の高いものの方が、素材に近い製品に比べ、とび抜けて高い伸びが予想されています。ですから、これからの業種では、現在は、比重は低くとも、こんご需要の伸びに中小企業がついて伸びて行けば、アメリカ型の中小企業の業種構成に近づくことが推定されるわけです。

最後に、米国において最近十年でみると、伸びる分野は①経済の進歩とともに消費の高度化が進み、バラエティのある個性的消費財（衣服、皮製品など手のこんだ製品）②機械メーカーの関連部門（金属、機械付属品など）③自動車、電器など耐久消費財の部品生産④プラスチック加工など⑤地域性の高い業種（コンクリート製品、舗装料）に多いことがわかった。

なお白書は三月下旬に一般書店で販売されている。四月下旬には「絵で見る中小企業白書」および要約版のパンフレットが販売されていますのでご参照ください。

是正や改善を要望

＝小規模企業指導事業を推進＝

日本商議所ではさきの常議員会で本件を決議し、関係方面に要望した。

要　望

昭和三十五年発足以来、小規模企業指導事業は、逐年予算の増額、経営指導員の資質の向上、指導内容の充実と相まって、小規模事業者の経営の改善に大きな効果を収めてきた。

いうまでもなく、今後わが国経済の国際化の進展に伴なう経済環境の変化によって小規模企業に及ぼす影響は極めて大きいと考えられるので、小規模企業指導事業の一層の拡充強化が要請されている。

然るに政府は、昭和四十三年度予算から補助対象職員の定数の五％削減を公務員に準じて実施することとなったが、このような補助対象職員の削減措置は、小規模企業指導事業の後退を招来するものでまことに遺憾に堪えない。

政府におかれては、小規模企業指導事業の強力な推進を図るため速かに次の是正改善措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

記

① 商工会議所、商工会の経営改善普及事業のため配置されている経営指導員および補助員の定数五％の削減は、小規模企業指導上混乱と動揺を与えており、指導事業を後退せしめるものであるから、定数削減対象からこれを除外されたい。すなわちこの削減措置は、経営指導員二名以上配置の商工会議所、商工会に対し欠員不補充の形で行なわれているが、例えば二名配置のところで一名が欠員であるため削減される如き場合には、指導能力が直ちに半減するという事態になる。商工会議所、商工会に配置されている経営指導員の数は、一団体当り僅かに一・五名に過ぎない状態であり、このような状態において定数五％の削減を行なうこと自体極めて無理な措置というべきである。

② 現在の経営指導員の設置基準は、昭和三十五年創設当時定められたものであって、経営指導員一人当りの担当小規模事業者数が都市の規模が大なるにしたがい順次増加することとなっているが、その後の都市の発展、小規模事業者数の増加等についてこれに対応する措置が少しも講ぜられていないので、創立当時と比較して小規模事業者数が著しく増加した市町村においては、その増加に対応する経営指導員を増員されたい。

③ 昭和四十二年度において、経営指導員の設置基準が改正され、従来の地区内の市町村ごとの小規模事業者数から地区内の小規模事業者数に改められたため、商工会議所、商工会が二市町村以上を地区とする場合および市町村の合併に伴ない商工会議所、商工会が合併する場合、経営指導員数が削減されることとなるので、これに対して例外的な措置を必らず講ぜられたい。

④ 小規模企業の推進は、実施団体である商工会議所、商工会が地区内小規模企業の実情に即して行なっているので、補助対象職員設置基準その他補助要綱の変更については、商工会議所、商工会の意見を十分に聴取されるとともに具体的な補助対象職員の配置、事業の指導、監督については、各都道府県に任かせ、能率的な運営が行なわれるようにされたい。

商工会議所は＝日本と世界を結ぶ唯一の経済団体です。

商工会議所は＝それぞれの区域の経済発展を目指して事業を図っています

商工会議所は＝商工業者のサービス機関です。商工業者の世論を商工会議所に集めましょう。

アメリカ人のみた日本の企業

在日米国商業会議所
会頭 **W・H・ダイザー**

年間滞在した。幸い私の趣味は、日本語と日本文学について研究することで、これまで二十五年間この楽しみをつづけてきたが、実際には、いくつかの生きた言葉を会得するに止まっているのである。日本の友人や同僚に、機会をみては、私の日本語の知識を試すのも楽しみなのだが、交友が深まるときまって「日本をどう思う」と問われるのが常である。

日本に滞在した最初のころは、ごく一般的な回答を用意しておくことは容易であったが、時が経過するに従い、また私の経験もふえ、日本語の知識が増加してくると、私自身に対してさえ、客観的な満足のゆくような答を見出すことが不可能になってきた。

こういう問に対しては通常誰でも「比較」をするのだが、私の場合も、日本と祖国であるアメリカとの比較からはじめた。両国間の表面的な相違を比較することは全く簡単であるがこれは正確さを失するし、あまり意味もない。むしろ、何故この相違が存在するのかということを知った上で、これに基いて相違点を理解し、比較することがはるかに大切である。「日本をどう思うか」という質問に当った当人には、客観的な価値判断を下すことは大変むずかしく、どうしても主観的にならざるを得ない。返答するためには、日本について概観することが必要であるが、一国の国民や文物を自信をもって概括することは普通の人には不可能である。

「日本をどう思うか」と問われる場合が多い

そこで、最近では、大きな期待をもって問われる前述のような場合には、私は若干観点をかえて意見を述べるよう努力しているのである。

ところで、「アメリカ人の見た日本の企業」というテーマについても、同様に自分の観点を設定して意見を述べてみたい。当然、日本とアメリカの企業の比較からするのが普通だが単純な比較は妥当ではない。両国の自然と歴史は、それぞれの国の企業の独自の性格に大きな影響を及ぼしているから、この間に存在する相違を理解することなく有効な比較をおこなうことはできない。第二点は、私が日本とアメリカの多くの企業に個人的に関係しているので、私の意見があまり客観的すぎて具体的な参考に欠けるのではないかと危惧する点である。第三点は、このテーマ自身が非常に漠然としているので単に一般的な意見の域を出ないのではないかという点である。

以上のような理由で私はこの原稿依頼には、他に適任者を探すよう申出たのである。

個人の業績を高く評価する米国

さて、昨年十一月の初旬、私の会社が関係している日本との合弁会社が社員のための運動会を開催したので私は喜んでこれに参加した。長い間トレーニングも運動もしなかったが、もてる力を発揮して走りまわり十分楽しさを満喫した。その後、この運動会のことを思い出したときこの運動会こそ、日本とアメリカの企業の相違を多分最も明快に表現しているのではないかと考えついた。アメリカでも会社がピクニックや遠足をするが、日本のような運動会は全くない。この点を深く考えれば考えるほど、この運動会の有無という相違点がますます強く私をとらえるのである。

アメリカでは、事業家を除けば、会社というものは全く非人間的な存在なのである。職業とか会社経営とかは、個人生活の享楽を追求するための手段を与える一種の必要物である。だから会社内でも個人の仕事の上での業績が成功への鍵となってくる。すなわちより多くの業績をあげれば、それだけ高い報酬をうけることになるのである。したがって自分の属しているグループや会社より、個人そのものが関心の中心になるのである。例えば求人欄を読むのすら、ニューヨークタイムスの日曜版を見なければならないことでも、おわかりであろう。それだけに、労働の流動性は高く、したがって会社に対する忠誠心はそれ程重要な要素にはならない。しかし、個人の生産性と創造性は全くすばらしい。というのも、各個人は、自己の諸能力を発揮するため最大限の努力を払うからである。だから昇

進も早く、個人の業績は絶えず評価されるようなシステムになっているのである。

アメリカ・ビジネスの成功は実にこの個人の業績を高く評価し、報酬をもってこれを遇したことにあるといえよう。それだけに個人間の競争は、はげしくきびしい。反対に、凡庸人はとかく創造性を要求されることの少い職業とかポジションに定着する傾向があるわけである。

これと対しょ的に日本の企業は、〝家族的〟であり、運動会はまさにこの家族的雰囲気を従業員とその家族に味わわせる絶好の機会である。アメリカの企業は、すでに述べた通り、非人格的な存在であり、職業は、生活をエンジョイするための手段なのである。我々、外国人にとって、日本では、自分の生活や運命を全く会社に託しているし、自分の大望や幸福の追求もまたこの雇用関係を通じて達成しようとしているように思える。別の言葉でいえば、日本人は、自己の欲望の実現の場を会社に求めているが、アメリカでは、会社を単に自己の生活の享楽を経済的に可能にするものと考えているのである。

会社の成功を祈って労を惜しまぬ日本の社員

最近、私はソニー株式会社の盛田副社長の書いた〝労働市場の競争は伝統を変える〟（在日米国商業会議所発行〝ジャーナル〟、一九六七年七・八月VOL、3、№4に掲載）という論文を興味深く読んだ。日本はいまや労働力不足の経済時代を迎えつつあり、その底流では、伝統が緩慢ながら変遷をとげていることが認められるが、盛田副社長は、伝統的な家父長制の意識が依然として、日本の産業界に強く残っていることを指摘している。これは私が日本の企業を家族的であるとすることと、軌を一にしていると思う。勿論、この家父長制は、伝統的産業社会を反映しているのであって、会社の社員は最初に就職したときから、すでに自分の運命を会社にあずけ、自己の志向も会社の全体の利害に従属させるようになっている。社員の妻も家族も、会社の忠実な家族のメンバーとして、会社の意向や目的を理解し、支持する社員は会社に対して親孝行をすることになるし、代って会社の責任者は、家族である社員の生計の面倒を一切みる責任を受持つのである。外国人にとっては、このような関係は利害両面を併せもっているように思える。まず利点をみると、社員はすべて会社の成功を願って労を惜しまないし、そのために忠実にまた、自己欲を離れて懸命に働く。この点はアメリカ人に比べても遙かにすぐれている。そして社員は、個人の志向を会社の成功にかけ、会社の業績に対して誇りをもつ。会社の家族である社員間のチームの和と協力はすぐれた協調を生みだしている。これは、我々、ダイナミックな日本の産業界に関係をもつものにとっては、全く羨望の的なのである。制度的に確立されている社員の生計保証は、労働移動を最小限に喰いとめ、安定した労働力の確保に役立っている。

しかし、これらの利点は同時に、不利な要素にも転換しうる。この判断は時のみがいずれかの優劣を明らかにするので今はなんとも言えない。ただ経済活動の変転は、今日のメリットと明日のデメリットに転化させることがあることを明記しておきたい。

例えば、個人の目的行動を会社の利益に従属させることや、個人の業績を評価し、助成するような制度が欠如していることは、結果として創造性を阻害するであろう。この創造性こそは、アメリカにおける事業に画期的な技術革新をもたらし、経営発展をとげたシンボルなのである。まさに個人の業績主義がアメリカのビジネス社会に個人間の競争を生み出したのである。

量的追求は設備過剰をもたらす

さて、日本の企業では制度化されている年功序列と家父長制的慣習がこれまでより大変経費のかかるものになりつつある。成長をつづける日本経済にとっては、これは今まではそれ程大きな負担ではなかったであろうが、国際競争の時代を迎えている今日、コスト高を招く硬直化した制度は、財政的破綻をもたらす可能性をかかえている。とはいえ、過剰労働の経費節減、非能率な、生産性の低い社員の解雇や配置転換を建設的に進めることは、仲々思うようにはゆかないものである。

さらに、これと関連して、もうひとつの日本の企業の欠点は、質よりも量的な成功を高く評価する傾向のあることである。利潤よりも売上高、工場設備の規模、従業員の数などが、重視されていて、利潤こそ企業の本当の成功を示す物差しであるとするアメリカの考え方と大いに異なる。量的追求は、設備過剰をもたらし、過剰生産、価格の悪化と壊滅的な競争、そして国際市場における秩序の破壊につらなる。現に、世界の各地でこの問題が起きている。

明確に表現することはむづかしいが、長期的視点に立って考えると、孤立主義をとること、同族的安住にあまんずることや外部からの刺激的要因の投入を拒むことなどは、将来に重大な危険をもたらす要因になると思われる。家父長制をすでに長い間の慣習としている日本の企業では、年功序列によって自己保全が確定されているため、凡庸に満足し、新しいアイデアや着想には冷淡となり、ひとりよがりの経営に陥いる危険もはらんでいる。国内の競争が同じ程度に行われているうちは、この危険も局限化されるのだ

が、しかし、今やビジネスの領域は全世界に拡がっているのであるから現状に満足していては、企業の成功は覚つかない。この点を疑問に思う人は、サービン・シュライバーの書いた「アメリカの挑戦」を読んでみることを薦める。この本では戦後のアメリカの経済を象徴する経営革命にヨーロッパがついていけなかったことが、アメリカン・ビジネスをしてヨーロッパで成功させた大きな原因であることを分析している。

以上、私の見解が読者の関心を得るならば、大きな幸せだが、お断りしておきたいのは、この文は日本の企業を批判するためにかかれたのではなく、もし、そう受取られるとすればそれは日本における私の経験が限られていたためであると御了解願いたい。

たしかに日本の産業は、独自の制度のもとに、この十年間にめざましい成功を収めて来た。この成功が、結局は、これまでのやり方が有効であったことを証明していると判断すべきであろう。確信をもっていえるのは、将来必ず日本の産業界が何らかの転換を要請されるときが来るであろうし、これが徐々にあらわれるとすれば、日本の企業に独特の和と協調の精神がいつまでも大きな影響力をもちつづけることは間違いないということである。（デュポン・ファー・イースト日本支社の在日総支配人）

にせ税理士にご注意!!

税務代理等を依頼する場合は正規の税理士に依頼しましょう。

正規の税理士は税理士証票を所持していますから必ず身分を確かめましょう。

税理士でない者が業として税務に関する代理ならびに書類の作成、相談等を行なったときは、法律により罰せられますし、納税者の皆様にも不測の迷惑がかかることがありますからご注意ください。

奈良税務署

（注）

事例1

A商店では、税務のことについて長年の間ある税理士に頼んでいたが、ふとした機会に別の税理士に計算のやり直しを頼んだところ、控除や算出方法が大分違っていて税額が大幅に低くなった。おかしいと思って、かの税理士をせんじつめると、これが無資格のにせ税理士であることがわかった。

長年余分な税金を納めてきたことは、結局にせ税理士に依頼していた自分におちどがあることに気がついた。

事例2

B商店では人手不足で仕事に追われ経理や税務に手が回らず弱っていたところ、知人からある税理士を紹介され一切をまかせた。

たまたま税務署の調査を受けてあわてたBさんは、早速税理士に連絡して税務署へ折衝に行ってくれるように頼んだ。ところが、いっこうに税務署へ行ってくれた様子がないので、よく調べてみるとその税理士はにせ税理士のため税務署では相手にしないということであった。

事例3

C会社では、以前から税務を頼んでいる税理士が無資格のにせ税理士であることをうすうす知っていた。

いつか機会をみて正規の税理士にかえようと思いつつも長年のつきあいでもあり、また、これまでの税務申告が全く正しいものでないことを知られている弱みから断わりきれないままであった。

ある日税務調査があり、その税理士が調査に立会ったところ、調査官に、にせ税理士であることが発覚し、相手にされなかったうえ、税務処理に誤りがあって更正を受ける結果となったが、この機会に思いきってにせ税理士と関係を絶つことができた。

▽お知らせ

労災保険の加入について

労災保険は去る昭和四十三年四月一日以降5人以上の従業員を使用する事業所については強制適用されることになって居りますが、未だ加入手続きをされていない事業所もあり、当所でも労災保険事務組合を設置してこうした適当な加入団体のない事業所の方々の幅広い面倒をみて居りますので希望の方は当所にご相談下さい。

尚4人未満の事業所でも合計14kw以上の電力を消費する機械設備を設置されている事業所は強制適用されますのでご注意下さい。



会議所のうごき

第11回全国観光土産品展

去る3月4日から3日9日まで、東京日本橋の三越本店において、「観光土産品の品質向上」「優秀な観光土産品の宣伝紹介」を目的として開催された展示会に本県観光土産品連盟からも、29業者が出品した。売行状況をみると、筆・墨・古面・一刀彫、等奈良特産の工芸品が好評であった。

青年経営者セミナー開催さる

大きく転換をせまられている我国経済社会に於ける青年経営者の使命の重大さにかんがみ、当所、奈良青年会議所の共催により二月二十六日、奈良ホテルに於て、受講者五十名を集めて青年経営者セミナーを開催した。

当日の講師は大阪スタヂアム㈱社長、浅田敏章氏で「これからの青年経営者の使命」と題し、外国人の見た日本経済、経営者の条件にふれ、また「人間の脳細胞は百四十億あり七五%しか使っていない、もっと脳細胞をフル運転するため勉強すべきだ」また「日本人は集団の力に弱い」等弱点も指摘され、最後に「二十一世紀は日本の時代といわれているが、そこには条件があって日本人がバイタリティをもち続けて始めて達成出来るのであり二十一世紀を背負う青年の使命は重大で頑張ってもらい度い」と結ばれ、青年経営者に深い感銘を与えた。

Sストアー診断結果報告会

当所では去る三月五日、奈良市観光商工課とS市場診断班を編成して入店客、通行量の調査やアンケートによるお客の意見等を聴取すべく小売市場の実態調査を実施したが、この程その結果がまとまり報告した。

小売市場が顧客より真に愛され家庭の台所として直結するためには

(1) 大きい市場
(2) 明るく広々とした環境
(3) 新鮮で衛生的
(4) 価格が安く品質が良い
(5) 品物の豊富
(6) 自由に選択
(7) サービスが良い

等の条件を備えることが肝要であり、今回の診断は業者にとっても誠に有意義であり大へん貴重な資料になったものと考えられる。

兵庫県下商工会議所経営指導員との懇談会開催

同和地区経営指導の対策と事例について兵庫県下商工会議所指導員との懇談会を次の通り開催、今後の指導方針等につき種々意見の交換をなした。

一、とき　三月二十八日
一、ところ　当所二階ホール
一、出席　兵庫県下商工会議所
　経営指導員約三十名
一、ゲスト　奈良県商工課
　穴田主事
　大和高田商工会議所
　池原指導員
一、当所　和井田局長
　中村指導員

奈良経済同友会昭和44年度総会開催さる

奈良経済同友会では、四月二十四日、午後五時三十分、当所ホールに於て通常総会を開催、次の通り決定をみた。

議件

(1)昭和四十三年度事業報告の件
　原案通り承認
(2)昭和四十三年度収支決算報告の件
　原案通り承認
(3)会費の件
　年会費六千円、入会金は会費一カ年分と決定さる。
(4)昭和四十四年度役員改選の件
　代表幹事浅田敏章、杉山嘉一両代表幹事留任。幹事は池内博彦氏辞退、新任として松本常雄氏と交替その他全員留任。会員合同懇談会運営委員についでは深田一行氏（留任）寺田清作氏（新任）に決定せり。
(5)昭和四十四年度事業計画㈱審議の件
　経済開発に於ける奈良県地域産業の位置づけ外五項目を決定した。

小川知子ゴールデンショウ御招待　奈良全市中元セール

当所商業小売部会では四月十九日幹事会を開き、小川知子ゴールデンショウ御招待奈良全市中元セールを次の通り開催することに決定、現在着々とその準備を進めている。

◇売出しの期間　七月二十日より
　八月十五日まで
◇御招待日　八月二十三日(土)三回興行
◇会場　奈良県文化会館大ホール

昭和四十四年度　中卒新規採用者激励会の開催

恒例の標記激励会は四月十六日、午後一時より当所ホールにおいて開催された。

多数の来賓を迎えたこの会は、当所木戸課長の司会に始り、当所中村専務理事および来賓の方々の暖い激励のことばが来場者に送られ、特に中村専務理事の「めぐりあい」の詩は、来場者に深く感銘を与え「健康を保ちなさい」「良友を得なさい」「根気良く、人一倍の努力をして下さい」「生き遅いを感じて下さい」の一言一言に熱心に耳を傾けた。

会は始終なごやかに進められ、中村専務理事より、記念品と粗菓が贈呈されて午後三時閉会された。

閉会後、空模様悪く、予定の岩草山登山は中止され、「向い風の青春」「奈良大和」の映画を観賞し午後四時散会した。

尚、参加者は五〇名参集のもと、来賓には県竹田商工課長、市川尻経済部長、労働基準局安藤局長、公共職業安定所増田次長・中井係長の御臨席を得た。

県・市・会議所三者懇談会開催

四月十八日、午後三時より奈良ホテルに於て、県・市・会議所との懇談会を開催した。

当日は県より竹田商工課長はじめ、今西課長補佐、小松総括、井上・角辻係長、市より川尻経済部長、滝川観光商工課長、辻井課長補佐、村田係長、当所より中村専務理事、和井田局長、木戸課長、中村指導員が出席、本年度県・市商工施策について各々説明がなされ、今後の商工行政、指導育成事業に関し熱心に懇談された。

新入社員研修講座の開催

現代の産業及び社会に要求される産業人、社会人としての正しい物の見方、考え方、行動基準等を一日も早く身につけてもらうため、専門家を招いて開催した。受講者はポイントポイントにメモをとり最後まで熱心に聴講した。

記

一、日時　男子コース四月二十一、二十二日
　　女子コース四月二十三、二十四日
　　いずれも午後一時～五時
一、場所　当所三階ホール
一、参加者　六十九名
一、講師　中小企業診断員
　　松井重行氏
　　牧野嘉明氏
　　電々公社
　　内田修二氏
　　当所
　　中村専務理事
一、共通テーマ
　㈠新入社員に望む
　㈡正しい電話のかけ方、うけ方
　　（映画ビジネスと電話他一巻）
　　男子コース
　㈠企業という社会㈡新時代の経営㈢私達の仕事㈣仕事のための予備知識㈤職場における人間関係の為に㈥命令の受け方、報告の仕方
　　女子コース
　㈠現在の企業に於ける女子職員の立場㈡組織人としての女性活動㈢話し方の技術㈣職場を明るくするには㈤自己向上とあなたのあり方

工業経営自己診断セミナーの開催

企業の健全なる成長発展は、企業経営の実態の正確なる把握が最も重要なことであることから経営内部の問題点のつかみ方、解決方法等を中心に標記セミナーを左記により開催した。

記

一、日時　三月十七～十九日
　　いずれも午後一時～四時
一、場所　当所二階ホール
一、参加者　十二名
一、講師　中小企業診断員
　　守谷健一氏
一、テーマ　工業経営の自己診断
　㈠経営基本㈡組織㈢財務㈣販売㈤仕入㈥生産㈦労務

荒物組合青年部会セミナー開催

奈良市荒物組合青年部では、流通機構の変革に対処すると共に今後の商店経営のあり方等について研究会を開催した。

当青年部会は今後定期的に研究会を開催し、会員相互の研鑽を通じ経営近代化を図ることを目的としており、今後の成果に期待が持たれる。

記

一、とき　五月二十日
一、ところ　美松会議室
一、出席　福田幹事　他八名
一、講師　当所　中村指導員
一、テーマ　ボランタリーチェーンについて

千葉商店街視察記

商業小売部会では五月二十日、東京都より一時間の時間帯にある千葉商店街を視察した。この視察には細田部会長及び阪本商振委員長、岡本、上村、増田副部各会長、末広、今来、田中、山田、臼井、荒木、北浦、中塚各単位商店街代表が参加された。千葉商店街代表との懇談会は千葉商工会議所の好意ある御配慮により千葉商店街の中央部にある千葉商店街振興組合三階ホールにて開催した。

この懇談会には外川千葉商工会議所専務理事、並びに市当局よりも特に列席され、地元商店街よりは千葉民衆駅ショッピング代表、及び千葉ショッピング代表、千葉中央銀座街代表、防災ビル代表等の出席を得て熱のある懇談会になった。

先ず細田部会長より、東京―千葉の関係は大阪―奈良の立地に類似するので激動期の商店界の現状と今後の進み方についてお話し願いたいと挨拶され、次に外川千葉専務より歓迎の言葉があって、千葉商店街の概況について詳細に亘る説明があった。

主なる意見の交換については、岡本、臼井、上村、増田、末広各氏より①開発規制の有無②商店街活動の現状③ショッピングセンター運用事情④防災ビル建設事情について活発な応答があり予定時間を経過するほどであったが、終りに阪本委員長の謝意表明のもとに懇談会は終了した。

尚、千葉市は戦災都市から立ち上り、従って商店経営者も自立精神が高く、人口二十四万人から現在四十三万人、農漁立市から臨港工業開発とベッドタウンの建設等両者の規模は極めて大きい。開発に対する規制は何もないので都市計画も立派なもの、商店街も活気にあふれている。

近商連商業流通調査事務担当者会議に出席

五月十五日、大阪商工会議所に於て近畿各地商工会議所の調査担当者五十余名が集まり開かれたが、当所よりは木戸主事が出席した。

この担当者会議では流通調査の取纒め報告の後、激戦地である神戸の現状について神戸の今中調査課長より

「戦前元町が最高の商店街であったが、戦後中心が三宮に移った。元町の商店としては力があったので三宮、三地下タウンに支店政策を取り、これらに力を置いて経営している。スーパーと商店街は共存共栄して商圏を拡げるという方向をとっている」と説明あり、終ってダイエーの香里ショッパーズ・プラザを見学。同店は寝屋川市香里にあり総敷地四千三百坪でダイエー三十七店中最大でスーパー部門（四階）専門店部門（三階建五十八専門店で構成）と神戸銀行がある。又駐車場は広場及び屋上駐車場で四百台駐車可能。

このプラザはスーパー部門月商四億円で買廻り中心で食料品は総売上げの三〇%を切っている。

土曜、日曜、祭日は平日の売上の二・五倍から三倍となっている。

このプラザはこれからの大型店の新しい方向を示していると云えよう。

第三回　共同宿舎みあと寮運営協議会開催

共同宿舎みあと寮第三回運営協議会を次の通り開催し、今後の運営方針等につき協議した。

一、とき　五月二十七日
一、ところ　共同宿舎会議室
一、出席　河合委員長　他六名
一、当所　中村専務理事
　　和井田局長
一、議件
(1) 昭和四十三年度収支決算報告の件
(2) 昭和四十四年度収支予算書(案)審議の件
(3) その他

奈良県小売商業高度化資金説明会開催

昭和四十四年度小売商業高度化資金の貸付要領及び申請書の記入方法等に関し次の通り説明会を開催、当日は細田商業小売部会長ほか多数出席のもとに終始活発な質問などあって終了した。

尚、本年度の主な改正点は従来の店舗の改装資金が廃止され、新たに連鎖化資金（支店・分店の設置に対する融資）が新設された。

一、とき　五月三十日
一、ところ　当所二階ホール

昭和四十四年度奈良県産業訓練協会総会開催

奈良県産業訓練協会では、昭和四十四年度総会を次の通り開催した。

一、とき　六月十一日
一、ところ　商工会議所二階ホール
一、出席　吉川会長、橋爪顧問　他六名
一、当所　中村専務理事
一、議件
(1) 昭和四十三年度収支決算報告の件
　原案通り承認
(2) 昭和四十三年度事業報告の件
　原案通り承認

(3) 昭和四十四年度収支予算書
(案)審議の件
原案通り可決承認
(4) 昭和四十四年度行事計画
(案)審議の件
原案通り可決承認
(5) 役員改選の件
会長以下全員重任
但し理事宮崎昭氏は事業場が県外であるため解任

奈良観光土産品連絡協議会評議員・幹事会開催さる

六月三日、当所ホールに於て松岡氏外五評議員、市観光商工課、保健所及び当所の幹事が出席、抜打審査について協議した。今回の抜打審査は公取協議会と始めて共催で行うことになり、実施地区は奈良市内、天理、吉野、法隆寺貴山、初瀬の六カ所と決定した。

奈良県観光土産品公正取引協議会常任委員会の開催

六月三日、当所ホールに於て松岡会長外九常任委員出席のもとに、二月十三日実施の第三回審査のうち条件付合格とされた八品について手直しの確認をなし引続き、春の試売の件に入り今回は奈良観光土産品連絡協議会と共催の形で実施することに決定した。

第30回 簿記検定試験施行報告

去る六月八日(日)、奈良商業高校において実施した。尚、成績は左の通り。

級別	受験者数	合格者数	合格率
一級	二八(人)	中央審査により七月下旬発表	
二級	五三	二四	四五・二
三級	二七	一四	五一・八
四級	一八	一六	八八・八
計	一二六	五四	―

第32回 計算尺検定試験施行報告

去る六月十五日(日)、正強高校及奈良工業高校に於いて実施した。尚、成績左の通り

級別	受験者数	合格者数	合格率
一級	一三(人)	一(人)	三三・三(%)
二級	三七	五	一三・五
三級	一二八	一二	一七・一
四級	二八五	三六	一二・六
五級	九五	四六	四八・四
六級	五三	三一	五八・四
計	六〇一	一四一	二三・四

なお、この日体験発表には当所推せんの㈱アラナラ商店柳本昇君が、真実味のある発表をなし万場の拍手を受け、他に小山㈱、㈱野村工具製作所、㈱三都屋家具製作所、奈良東芝販売㈱の従業員二十六名が参加した。

工芸部会開催

六月二十日午前十時三十分、当所ホールにて工芸部会を開催した。この部会にはゲストに栄本県商工観光館長並びに市観光商工課、村田係長を迎え、当所より中村専務理事初め水谷部会長、福井副部会長他二十名出席のもとに開会、テーマは、工芸業会における後継者問題を中心としてその他活発な意見が出され、又これらの業界に永年従事される筆師などの社会的な職業評価を高める事業なども推進することになり、次回の部会を七月下旬に開催し、各業界の提案を中心に更に検討を進めて行くことを決めた。

第23回国民珠算競技大会

去る五月二十五日、東京・立教大学タッカー・ホールにおいて開催された。競技大会に本県から代表七名(学生四名、一般三名)出場した。その結果、学生選出の「芳岡良子」嬢(新庄中学在学)が「読上暗算競技」の学校の部で全国第二等の好成績を収めた。

奈良商店退職金共済会誕生会

ご好評のうちに毎月十五日に実施致して居ります標記誕生会は四十回以上を数へ、出席する従業員達もお互いに知合う様になり親睦をはかる意味や一年間の人生の節として非常に貴重な思い出になっているようです。今後も定例的に開催しますので出来るだけ欠席されない様又の機会を待って居ります。

(月別) (出席者数)
一月生れ 十五名
二月〃
三月〃 五名
四月〃 七名
五月〃 五名
六月〃 八名
七名

「働く若人の祭典」に参加

奈良県では定着性の向上と今後の求人対策の一助として「働く若人の祭典」を六月二十二日、県文化会館大ホールに於て本年県内中小企業に新しく就職した若人千三百余人を招いて盛大に挙行された。

この祭典は、一流芸能人を迎えて音楽アルバム、演芸等で楽しい一時を過し終了した。

工業部会の開催

六月十六日、当所において、小山副会頭、中村専務理事、工業部会より曽原部会長上林、乾副部会長以下二十名の出席をえて開催した。当日はゲストの今田県企画課長より、奈良県新綜合開発の概要と「奈良県公害防止条例」(別に全文を掲載)についての説明をきき、終って意見の交換に入り、地場産業発展との調和、及び金融措置等について活発な意見の交換がなされた。なお、規則の決定(七月審議会の答申がある模様)をまって再び部会を開催することになった。尚、本条例は十月一日から施行される。

商店近代化自己診断セミナー開催

スーパー、ビッグストアー等の進出に対処し計数によるより合理的な経営管理を行うため、六月十八日(水)・六月十九日(木)の二日間左記により標記セミナーを開催した。商店近代化を目ざす熱心な受講者が集まり財務諸表の正しい見方、経営分析の簡易な方法等一連の自己診断の方法を研究した。

記

一、講師 中小企業診断員
村部春美氏
一、テーマ 商店近代化のための自己診断とその方法

奈良県下昭和四十四年度記帳継続指導等に関する連絡会議開催さる

昭和四十四年度記帳継続指導等の連絡会議は六月五日奈良税務署において大阪国税局、大阪通産局、奈良県商工課、県下各税務署より担当官が出席して開催され、昭和四十四年度新規青色申告者の開始記帳と今後の対策について、記帳継続指導計画等につき種々協議がなされた。尚、当所より中村指導員が出席した。

金融懇談会の開催

六月十一日、午前十時より、当所ホールに於て、夏期資金需要期を迎えて、各金融機関代表並びに、各業界代表、当所各正副部会長を迎えて開催した。当日はゲストに、林県商工課金融担当、滝川市観光商工課長、生駒財務局財務部長、有久商工中金奈良支店長、大西国民金融公庫奈良支店長、胡内奈良県信用保証協会専務理事、亀田県銀行協会長より当面の景気と金融事情について卓話があり、引き続き、生駒財務局財務部長より、「今後企業間に於ける歩積両建問題について、双方理解の上にこの問題を見極めていきたい」と挨拶があった。次に各部会ごとの提案があり活発な意見の交換がなされた。主なる懇談については

●中小企業設備近代化資金の限度額三〇〇万円を、六〇〇万円程度に引上げてほしい。

●中小企業金融公庫の支店又は、出張所の誘致について、県市でも推進してほしい。

●融資に伴なう担保評価については、できる限り、更新評価してほしい。

●観光旅館施設整備資金融資額最高二千万円を、五千万円程度に、又期間五年を十年程度に延長してほしい。

等意見が出され、いろいろ懇談された。

夏期金融特別巡回相談開催

国県の制度金融・運転資金・設備資金等夏期の金融についての相談を中心に商店、工場経営者の金融相談に応じるため、左記の通り巡回金融相談所を開設し、地元商工業者のためのサービス事業として実施した。この相談は市観光商工課員、当所経営指導員が担当した。

六月十日(火) 西大寺町
西大寺ストアー会議室
六月十一日(水) 船橋通り
菓子工業組合会議室
六月十二日(木) 帯解町方面
奈良市帯解支所
六月十三日(金) 富雄方面
下川公民館
六月十四日(土) 市内中心部
当所

失業保険法の改正について

今国会(第六十一回)に提出されている失業保険法の改正の趣旨と内容は次の通りです。

(イ) 五人未満の事業所に対する適用範囲の拡大
(ロ) 給付内容の改善
(ハ) 保険料率の引下げ
現行の 14/1000 から 13/1000 へ
(ニ) 制度の健全化

労働力事情と対策について

求人対策特別委員会の開催

現下の労働力不足は産業界にとって最も重大なる問題となりつつあることはご高承の通りでありますが、労働力の逼迫に際し「家庭訪問」「行きすぎた学校訪問」等、いわゆる「青田買い」が一部求人側に目立ち、求人の秩序のみだれが出てきたところから、四十四年三月二十八日の閣議でとりあげられ、職業安定所及び学校側の更に厳正な姿勢と求人側の自粛が要請されるにおよびました。そこで当所に於きましては別掲の方々をお招きして標記特別委員会を開催し、現下の労働力事情と対策について懇談していただきました。

ゲスト
奈良公共職業安定所
所長　川畑武夫氏
次長　増田茂春氏
事業所課長　藤田栄治氏
紹介課長　津熊茂次氏
奈良市観光商工課
課長　滝川正次氏
係長　村田昌三氏
当所
副会頭　河合利喜蔵
専務理事　中村貞三
委員　十九名

懇談要旨

一、新規高等学校卒業者の職業紹介取扱い改正について

現在法律上学卒者の求人方法には三つの方法があり、その一つは二十五条の二にもとずくもので、職業安定所が全面的に職業紹介にあたるもの（市内三校の中学校を除き県下の中学校はすべてこれに属する）、二つには二十五条の三にもとずくもので、職業安定所と学校が協力して職業紹介にあたるもの（市内三校の中学校がこれに属する）、その三は三十三条の二の無料職業紹介に関するもので学校が労働大臣の許可を得て職業紹介を行う（高等学校がこれに属する）というものです。

この三つの方法について、この度の規制で特に注目されるのは、第三の方法、つまり学校側中心の紹介が、職業安定所と学校が協力体制をとることになったことです。より具体的には県内の事業所の求人は、その管内の職業安定所が受理し、学校側が紹介にあたることになりました。三十三条の二の二十五条の三への移行化であります。

尚奈良職業安定所が求人秩序確立の指導としているものを項目別にあげますと次の如くです。

一、家庭訪問の禁止　全面禁止
二、学校訪問の指導
イ、中学校は全面禁止
ロ、高等学校は一部規制
三、現地訪問に対する指導
九月末日まで
四、求人条件に対する指導
五、新聞等による文書募集に対する指導
新規中学卒業者の取扱いに準ず
六、求人秩序を乱す行為に対する指導
七、父兄等に対する啓蒙指導
八、特別職業相談等の実施
九、求人受理開始　六月一日
十、推せん選考開始時期の励行
中学　一月一日以降
高校　八月一日以降

二、今春新規学卒求人・就職状況について

(1)四十四年三月求人・就職状況

奈良公共職業安定所の取り扱った四十四年三月卒の新規卒業者の求人・就職状況は別表(Ⅰ)の如くであります。

求人倍率は四十三年度に於ては中学では六倍、高校では十三倍、四十四年度に於ては中学で五・八倍、高校で十六倍と、特に高校の伸びが目立っています。

(2)県内就職状況

更にこれを県内の就職状況として抽出しますと別表(Ⅱ)の如くになります。

また、中学卒者の管内・管外および県外就職についてみますと別表(Ⅲ)の如くになります。

(3)四十五年度求職者見込数

奈良公共職業安定所におきまして管内の求職者見込数の調査と求人申込み者数をまとめたところによりますと、別表(Ⅳ)の通りです。

三、労働市場の現況と今後の対策

(1)労働市場の現況

労働省の調べた新規労働力推計（別表(Ⅴ)）にみる如く、若年労働力は年々深刻さを深めています。加えて中卒者の離定職率（別表(Ⅵ)）が示す如く、更に一層深刻さを深めているのが現状です。

また県内新規労働力の流出・流入の状況は別表(Ⅶ)の如く示されます。

(2)今後の対策

そこで次の様な対策展開が必要です。

(ｲ)消極策

1労働力の節約

2間接部門等に於ける余剰労働力の切り換え

3従業員の定着対策

A企業の環境整備

B適材適所への配置

C採用後の教育訓練

D意見交流の場の設置

(ﾛ)積極策

1企業高度化・近代化によるイメージアップ

2秩序を守りながら積極な企業PR的の展開

3労働力供給源の切り換え

別表(Ⅰ)　（奈良公共職業安安所調べ）

		中学			高校		
		計	男	女	計	男	女
43年3月	就職者	329	203	126	2,067	1,127	940
	求人数	1,984	981	1,003	27,647	17,482	10,163
44年3月	就職者	285	166	119	2,004	1,174	830
	求人数	1,673	902	771	32,637	20,360	12,277

別表(Ⅱ)　県内就職状況　（奈良公共職業安定所調べ）

	中学			高校		
	計	男	女	計	男	女
44年3月卒	169	83	86	561	252	309
43年3月卒	201	110	91	561	236	325

別表(Ⅲ)　中卒者管内就職状況

		計	男	女
43年3月卒	管内	143	80	63
	管外	58	30	28
	他府県	66	52	14
	計	267	162	105
44年3月卒	管内	94	44	50
	管外	75	39	36
	他府県	52	40	12
	計	221	123	98

尚 この数字は 職業訓練所応募者を含み、縁故者は 除外していますので別表(Ⅰ)の数字とは合いません

別表(Ⅳ)　45年3月求職見込・求人状況

	中学			高校		
	計	男	女	計	男	女
卒業予定全者数	4,140	2,087	2,053	5,453	3,056	2,397
内求職見込数	207	109	98	2,014	1,174	840
安定所希望				92	23	69
学校紹介希望				1,850	1,109	741
その他				72	42	30
44.6.3現在求人数				2,560	1,295	1,265

（奈良公共職業安定所調べ）

但し、その他については当所にて算出しました。
見込数－(安定所希望＋学校紹介)＝その他

別表(Ⅴ)　新規労働力推計

	中卒	高卒	大卒	計
42年	45万	84万	19万	148万
45年	29万	74万	33万	136万
50年	18万	69万	30万	117万

（労働省統計）

別表(Ⅵ)　中卒者離定職率

	全国	奈良県	奈良職安
40.3～43.3	52.2%	55.1%	55.8%
41.3～43.3	40.8%	42.6%	39.1%
42.3～43.3	21.9%	23.1%	28.6%
43.3～44.5		3.7%	8%

（奈良公共職業安定所調べ）

別表(Ⅶ)　43年度管内新規労働力の流出・流入

	流出	流入
	管内	管内
中卒	52人	69人
高卒	1,443人	243人

奈良県公害防止条例（全文）

（目的）

第一条　この条例は、公害を防止することにより、住民の健康の保護と生活環境の保全を図るとともに、文化財の保護及び風致の維持に寄与することを目的とする。

2　前項に規定する生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和を考慮するものとする。

（定義）

第二条　この条例において「公害」とは、人為的に排出し、又は発生するばい煙、粉じん、ガス、廃液、汚水、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）で、相当の範囲にわたり、住民の健康、生活環境、文化財、風致又は産業に被害を生ずるものをいう。

2　この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、又は発生する施設であって規則で定めるものをいう。

3　この条例において「排出等の基準」とは、特定施設に係るばい煙等の濃度又は程度につき規則で定める基準をいう。

（公害防止の責務）

第三条　何人も、公害を発生させてはならない。

（市町村の任務）

第四条　市町村は、その自然的及び社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、その実施に努めなければならない。

（意見の聴取）

第五条　知事は、特定施設及び排出等の基準を定めようとするときは、奈良県公害対策審議会の意見を聞かなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（特定施設の設置等の届出）

第六条　特定施設を設置しようとする者は、その工事に着手しようとする日の六十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業場の名称及び所在地

三　特定施設の種類

四　特定施設の構造

五　特定施設の使用の方法

六　ばい煙等の処理の方法

七　その他規則で定める事項

2　の施設が特定施設となった際現に

その施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3　前二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項を変更しようとする日の六十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4　第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第七条　前条第一項又は第二項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2　前条第一項又は第二項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3　前二項の規定により前条第一項又は第二項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（計画変更の勧告等）

第八条　知事は、第六条第一項又は第三項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設から排出し、又は発生するばい煙等の基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を排出し、又は発生する者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法の改善を勧告することができる。

3　知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、当該届出に係る計画の変更若しくは廃止又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法について改善を命ずることができる。

4　知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

5　知事は、前二項の規定による命令をしようとするときは、奈良県公害対策審議会の意見を聞くとともに、当該命令に係る者又はその代理人に弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第九条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者に対して報告を求め、又はその職員に、工場又は事業場に立ち入り、帳簿書類、施設その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（援助）

第十条　県は、公害防止の施設の整備を促進するため、公害防止の施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（奈良県公害対策審議会）

第十一条　知事の附属機関として、奈良県公害対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、知事の諮問に応じ、公害対策に関する重要な事項及びこの条例に定める事項を調査審議する。

3　審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第十二条　第八条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

3　第六条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

（委任）

第十四条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九条まで、第十二条及び第十三条の規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

会費改訂についてお礼

当所本年度よりの会費改訂につきましては会員事業場におかれましては極めて出費御多端の折柄、枉げて御賛同戴きましたことを厚く御礼申し上げます。

本所と致しましては今後更に会員のための会議所として更に一層の事業サービスを重点に努力致したいと存じておりますので、尚倍旧の御指導御協力賜りますようお願い旁々お礼申し上げます。

奈良商工会議所

会員各位

◁◁◁　議員異動　▷▷▷

常議員　岡本栄一氏

故橋本蔵治常議員の後任として岡本友芳軒代表者岡本栄一氏を選出した。

議員　橋本政次郎氏

岡本栄一議員の後任として㈱橋本商店社長橋本政次郎氏を選出した。

（四四、四、四）



ことしも全国安全週間がやってきました!!

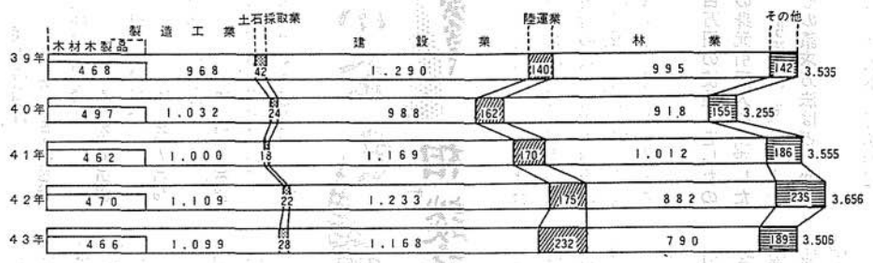
準 備 月 間　6 月 1 日～6 月 30 日
本　週　間　7 月 1 日～7 月 7 日

奈 良 労 働 基 準 局
奈 良 労 働 基 準 監 督 署

立場・持場で設備・環境の安全化を徹底し
無災害の職場をつくりましょう

なぜ、災害がこのように多いのでしょうか？

最近の奈良県下の労働災害の発生状況は（休業８日以上の発生件数）



誰もが怪我をしたくない。怪我をさせたくないと思っていながら、職場では**安全第一**がかけ声だけで終り、みんなが**真剣に災害防止**と、**取組んでいない**からではないでしょうか。

このような災害をなくするには

経営者が生産のためには、**安全な作業**をしなければならないという自覚のもとに、生産ラインの**各級監督者**、**末端作業員**までの全員が、それぞれの**立場**、**持場**で災害防止対策と**積極的に取組んでゆく**ことが必要です。

具体的には、災害防止について定められている**法律**、**規則**をよく守り、**危険な設備**、**環境**や**作業方法**を**改善**してその**安全化を徹底**することです。

安全を進めるためには体制を整える必要がある

◉ **立場、持場の責任をはっきりさせる。**

◇経営者は**安全プログラム**を具体的に定め、**安全なくして生産なし**の信念で災害防止を進める。

◇生産の各級責任者に、**生産についての責任**と同じに**災害防止上の責任**もはたすようはっきりさせる。

◇生産と安全は別々なものではないので、各人の災害防止責任の、**範囲**と**権限**をはっきり定める。

◇**災害から身を守る**ことは、労働者自身でやるべきことなので**自覚**と**実行**を促進させる。

◉**安全管理者は、現場で災害防止活動が積極的に行なわれるよう啓発、指導を行なう。**

事故防止の総合的対策の樹立、作業規程の検討、災害分析等を軸として規則に定められた任務の各事項を確実に行なう。

◉**生産には作業者全員のチームワークが最も大切です。**

第一線作業指揮者は特に次のことを責任をもって実施しましょう。

◇担当の**機械設備の安全化**をはかる。

◇作業を分析して**安全作業標準**を作成する。

◇**安全点検**を行ない、不安全状態をとりのぞく。

◇災害が発生した場合は、**災害原因**を調査検討する。

◇作業者に適宜安全教育、訓練を行ない、**ツールボックスミーティング**等を通じて**全員**が**安全活動**に参加するようにしむける。

◇作業者が**安全規則**を**遵守**するように指導監督する。

ことしは特に次のことを重点として実行しましょう

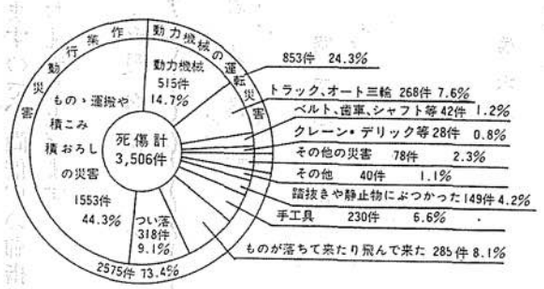
◉機械の保守点検……点検表をつくり**点検要領**を定めて、機械設備の改善、保守点検を進め、その**安全化**を徹底する。

◉安全作業標準の設定……作業行動からムリとムダを省き、それぞれの作業について正しい**姿勢**、**位置**、**動作**及び**手順**をきめて安全な**作業**を**標準化**し、**習慣化**する。

◉安全教育の徹底……安全教育は作業環境、作業条件に伴う危険性を教え、それに対応する**安全知識**を付与し、安全な**作業方法**を**習得**させる訓練であるから、あらゆる機会をとらえて実施する。

昭和43年度の労働災害を原因別にみると





この１年間**みなさんの職場**の安全成績はいかがでしたか。安全週間のねらいは過去の**安全活動**を**反省**し、**再検討**し、新しい歩みを踏み出す出発点とするところにあります。

さあ、安全週間を機会に安全が**すべての人**に浸透しているかどうかを十分に検討して、災害のない明るい職場をめざしておおいにがんばりましょう。

◇安全は家庭の協力も必要ですから、家庭の１人１人にも十分理解してもらうようにしましょう。

◇本年11月に名古屋で開催される「全国産業安全衛生大会」にあなたの職場からも進んで出席しましょう。

◇機械設備の安全化対策について「近畿安全衛生サービスセンター」や「労働災害防止団体の近畿駐在安全管理士」等を活用しましょう。

【問】当社では中高年者を雇用しようと思いますが、初任給はどう評価したらよいかおたずねします。

【答】求人難で労働力の企業間移動が激しくなると、いきおい中途採用者がふえる。中途採用のたびに勘で初任給を決めていたのでは、いつの間にか他の社員の賃金との間に不合理が生じてくる。従って、中途採用する場合は、初任給やその後の昇給について基本原則をもっていることが大切である。基本的な考え方としては、中途採用者の初任給は、定期採用者より勤続の短い分だけを低くする（10～20%）、採用後定期採用者に追いつくかどうかは実力次第ということを前提として決めなければならないだろう。そこで初任給を決定する方法をいくつか紹介しよう。

X＝中途採用者初任給、S＝中途採用者と同一学歴、同一年齢の定期採用者の賃金、R＝中途採用者の前歴や年齢などをみる一定の比率、L＝最終学校の卒業年より中途採用までの年数、F＝中途採用と同一時期の定期採用者の初任給、以上のような設定をしていくつかの初任給の決め方を算出してみると次の通りになる。

①X＝S－S×R×L，この場合は、Rの数値をどのように設定するかによって、どの程度定期採用者賃金よりダウンさせるかが決まる。

②X＝F＋(S－F)×L，この場合は、定期採用初任給を基準にしたもの。

③同業同職種からの採用の場合

S 90～100%

同業異種からの採用の場合

S 85～95%

異業同職種からの採用の場合

S 85～97%

異業異種からの採用の場合

S 75～90%

以上のような決め方があるが、いずれにしても、中途採用者より定期採用者で



勤続年数の長い者が賃金の低い場合はお話にならない。いずれにしても、人手不足の折から、採用者の賃金だけを引上げるようなことでは、折角従事している従業員の意欲を減退させ、定着性が低下することになる。

【問】営業部員が百万円の使込みをしたので、入社した際の身元引受人に請求したいと思いますが、「引受人」も「保証人」と同じか、またその請求方法はどうか、教えて下さい。

【答】「身元引受人」と表示してあっても「身元保証人」と同じく、従業員が使用者である会社に金銭上の損害をかけたとき会社に対してその賠償責任を負うことになります。

ただ、いちばん問題なのは、その「身元引受書」が差し入れられてから何年経過しているかということです。もしも三年以上経過していると、その身元引受け契約は消滅しています。

また、その書面に「何年間」とか、「本人在職中」と書いてあっても、身元保証契約は最高五年ということになっています。そこでもしも身元保証契約が、まだ有効期間中であったら、身元引受人にその旨を連絡して損害賠償の支払方法について協議し、即金で払えなければ、分割支払の方法を定め、その契約書を作成し、さらにそれを公正証書にし、できれば、担保を提供させて、その支払を確保するのがよいでしょう。

また、身元引受人が賠償を承認しなかったら、結局、身元引受人を被告にして損害賠償請求の訴訟を起こさねばなりませんが、この場合、裁判所は、会社側の監督上の過失の有無、本人との続柄その他いっさいの事情をしんしゃくして妥当な賠償額をきめることになっていますから全額まるまる取れると思ったらまちがいです。

最近の判例では、身元保証人に対し、三百六十万円の損害賠償を請求した事件に対し、百五十万円だけ身元保証人に払えという判決をした事例がありますから、訴訟に持ち込むばかりが、必ずしも良い方法とはいえず、若干賠償額を譲歩しても示談解決が早道だと思います。

【問】協業組合を設立したいと考えていますが、協同組合と違う点及び設立にさいしての注意事項など参考となることをお知らせ下さい。

【答】協同組合は、加入、脱退が自由であるため、組合の資本が増減し、安定した活動を行ないにくいという点があります。また、協同組合は、議決権が出資口数に関係なく組合員に平等に一票しかありません。さらに、一組合員の出資口数は総数の四分の一以下、配当も一割以下と制限があるため、ともすると事業の拡大がむずかしいといえましょう。

つまり、協同組合組織は、組合員が共同施設を利用するという利用関係で結ばれたものであり、組合自身が事業主体でないために、その運営が消極的になりがちなものです。

しかし、協業組合は、それらの協同組合の欠点をおぎなおうとするもので、十分に検討し、設立を進めることも考えられます。

協業組合の設立にさいしては、定款、計画書、趣意書などを添えて、その事業体が同一都道府県にあるときは、その事業を所管する各都道府県の商工部へ申請することになります。

どのような場合に協業組合が設立されるかと申しますと①組合員になろうとする中小企業者は、自分の事業をやめて、組合に事業統合して協同経営を行なおうとするとき②そして組合員の資格は、組合が定款で定めた事業を営む中小企業者ということになります。③しかし組合員総数の四分の一以内なら大企業も加入できるということになっています。協業組合設立にさいしては、とくに注意したいことは①金銭面を明白にし、その経営を公開すること②資産の整理についてはとくに留意して適正な措置を講ずること③あらかじめ予算を計上したり、役員の報酬の処理の仕方を上手に行なうことなどでしょう。

まず、経営を公開するということについて記しましょう。望ましいことは、協業するさいに、段階的に協業の分野をひろげてゆくことです。また、会社的な性格をもってはいるが、その基本はあくまで人的な結合体であるので、組合員の同志的な結束ということはゆるがせにできません。このような観点から、相互の資産内容について提示しあい、赤裸々の姿で接しあうという心がまえが大切でしょう。

ところで、各組合員が以前に所有していた資産はどのように処分するのかということが問題になりますが、一般的には、機械などはメーカーに下取りとして引きとってもらったり、組合に賃貸ししたり、同業者に賃貸しするか、あるいは組合発足後に適正な価格でゆずり渡すということになります。

これらの諸点に注意して、協業組合の設立にさいしては、その準備を進めたらよいと思います。

会員消息

★新入会員

商業小売部会

●平井米穀店

奈良市下山町　平井　久之

★代表者変更

●㈱みかさ堂社長

岡田弥惣治氏から松岡捨次氏に

●大和青果市場㈱社長

藤本行俊氏から岡田栄次郎氏に

●㈱近畿相互銀行奈良支店長

大江善治氏から崎山千代一氏に

●中室酒店代表者

中室嘉一氏から中室彩子氏に

★住所変更

●日本宣伝㈱

林小路町から川ノ上西町一二に

●㈲桂林堂脇

戸町から鳴川町に

●㈱光洋社

法蓮町から大森町一九三に

●㈱京都相互銀行奈良支店

角振町から高天町に

★商号変更

●近鉄興業㈱あやめ池遊園部

旧商号　あやめ池遊園㈱

●㈱河合楽器製作所奈良管理営業所

旧商号　㈱河合楽器製作所奈良管理母店

●トヨタ　カローラ奈良㈱

旧商号　トヨタパブリカ奈良㈱

●ヤマト機械工業㈱

旧商号　吉川機械工業㈱

●中京相互銀行奈良支店

旧商号　太道相互銀行奈良支店

●㈱石丸商店

旧商号　㈱つじかわ

★組織変更

●㈱ふさや

旧商号　ふさや

◈万博事務所移転

新　大阪府吹田市万博会場一〇一
TEL　〇六六一　二九六〇
郵便番号　五三九

旧　大阪市東区本町四丁目二七の一
（御堂ビル）
TEL　二三一　〇〇〇三

第3回「新生活の心を書で書く運動」作品募集について

県新生活実践運動協議会では、日本人の心のふる里と云われる大和の国に住む私達がより一層豊かで美しい心の人々とよい環境の中で生活を高めるよう「美」の意識の高揚に役立つ作品を次の通り募集しています。

参加希望者は県民課へお問合わせ下さい。

記

1　募集期間
六月一日―七月三十一日

2　資格
制限ありません

3　課題
「美」（毛筆墨書）

4　用紙の大きさ
半紙又は小画紙½
（縦72糎横20糎以内）

縫製とプラスチックの下請はいかが

財団法人大阪下請企業振興会では、当商工会議所に対し、下請企業の受注の協力申入れありましたので、別表ご高覧の上、当所宛ご来所下さるか、又は当協会宛お申し出で下さい。尚今回は（縫製発註部門 プラスチック発注部門）です

協会の住所　大阪市東区大手前之町大阪府庁分館２号館

縫　製　（発注）　昭和44年６月受発注一覧表

区分	発注品目	発注条件				
		加工内容	必要設備	材料等	数量・金額	その他
S−1	女児ワンピース類	裁断〜仕上げ	本縫ミシン オーバロックミシン インターロックミシン まつりミシン	材料支給	5〜10人位の工場	希望地域 府内 運搬話し合い 決済 5日〆 10日現金払 25日〆 5日現金払
S−2	女児用スポーツシャツ	縫い放し 裁断〜仕上げ	本縫ミシン インターロックミシン	材料支給	5〜10人位の工場	希望地域 府内及び近郊 決済 月末〆 翌5日現金払 運搬 府内親持 近郊片持
S−3	女児服	裁断〜仕上げ	本縫ミシン	材料支給	3〜5人位の工場	希望地域 府内 決済 28日〆 翌月2日現金払 運搬 話し合い
S−4	子供ズボン	縫製加工 裁断（話し合い）	本縫ミシン オーバロックミシン	材料支給	5〜10人位る工場	希望地域 府内近郊 決済 20日〆 29日現金払 運搬 片持
S−5	婦人セーター	縫製加工	本縫ミシン オーバロックミシン	材料支給	10人前後の工場	希望地域 府内近郊 運搬 話し合い
S−6	カッターシャツ	縫製加工	本縫ミシン インターロックミシン 穴かがりミシン	材料支給	5〜10人位の工場	希望地域 府内近郊 運搬 話し合い
S−7	婦人ワンピース	縫製加工 手刺繍	本縫ミシン	材料支給	3〜5人位の工場	希望地域 府内近郊 決済 20日〆 5日支払 運搬 話し合い
S−8	婦人ワンピース ブラウス 婦人カッターシャツ	裁断〜縫製加工	本縫ミシン オーバロックミシン	材料支給	5〜10人位の工場	希望地域 府内近郊 運搬 発注持ち
S−9	紳士スポーツシャツ 紳士ジャンパー	裁断〜仕上げ	本縫ミシン インターロックミシン ハダシミシン ハトメ穴かがりミシン	材料支給	5人前後の工場	希望地域 府内 決済 15日〆 25日現金払 30日〆 翌10現金払 運搬 話し合い
S−10	ガーゼネマキ ガーゼ肌着	縫い放し	本縫ミシン	材料支給	5〜10人位の工場	希望地域 府内近郊 決済 25日〆 月末現金払 運搬 片持
S−11	婦人ワンピース スーツ	縫製加工	本縫ミシン オーバロックミシン	材料支給	5人前後の工場	希望地域 市内近郊 決済 30日〆 7日現金払 運搬 親持

プラスチック　（発注）

区分	発注品目	発注条件				
		加工内容	必要設備	材料等	数量・金額	その他
P−1	弱電部品	射出成形加工	1 oz〜20 oz 乾燥機	材料 ABS	数量 支払条件 話し合い	毎日納入 府内
P−2	自動車部品	射出成形加工	3 oz〜8 oz 乾燥機	材料 ABS	数量 支払条件 話し合い	毎日納入 府内
P−3	建築部品	射出成形加工	8 oz〜15 oz 乾燥機	材料 ハイパクト	数量 支払条件 話し合い	府内

むつかしいバトンタッチ

後継者について悩むとき——それは孤独な経営者が、いちばん孤独になるときである。後継者を選び育てるのは、経営者の責務のひとつであるが、企業競争が激しさを増しているときだけに〝むすこに譲ればそれですみ〟というわけにはいかなくなってきた。

この〝後継者づくり〟には「これなら絶対まちがいない」といえる方法がない。それだけに、経営者はいっそう頭を痛めるわけである。戦後に独立した創業者がそろそろ二代目へ譲る時期にさしかかった最近では、後継者に悩む経営者も多くなっているが、その悩みを深くしている事情がある。それは、資本自由化の進展が促す国際競争、さらに中小企業の経営を根底からゆさぶる人手不足や技術革新の速さなど、企業環境が一段ときびしさを増し、これからの経営者に課せられる重荷は、昔とは比較にならないほど大きくなっていることである。

昔なら、忠実な〝番頭〟がいて無能なむすこでもなんとか勤められたのであるが、これからの経営者という仕事はそうはいかない。経営者にはそれがよくわかっているだけに、むすこがその任に耐えられるかどうか、真剣に悩むことになる。

「むすこにこだわらず、実力のある者を後継者に選ぶ」とする経営者がふえているのは、企業環境をきびしく認識し始めたためといえよう。特に若い経営者には「むすこには社長の椅子は譲らない」とはっきり割り切っている人が目立ち、社長業の七代目だと云われる人達でも「次の代は同族にこだわる時代ではない」と考えている。

逆に、小規模零細企業の経営者は、後継者難に悩んでいるのが実状で、たとえば「よごれ仕事だし利益も少ないので、むすこが跡を継ぎたがらず困っている」というように、地方産業には低開発国の追い上げで、先行きの見通しが明るくない業種が多いが、これらの経営者も同じ悩みをかかえていて、斜陽産業と、作業環境の悪い業種の経営者は、だいたい同じ悩みを持っている。

あと中小企業の経営者は「むすこが大企業に就職してしまって、どうしても跡を継ぐ意思がないと知ると、急に経営意欲を失ってしまった」と云っているのを見ても、むすこに継ぐ意欲を起こさせるような、魅力のある企業にすることが先決であろう。

又、むすこを後継者と決めてからの教育法にもいろいろあるが、やはり〝でっち奉公〟と云えるような期間を設け、下積みの苦労を教え体験させることが大切で、これは下から上がってくる情報の流れやその情報収集の実態を知ることに効果があると云われているが、どのような方法を取るにせよ、むすこに継がせるには、従業員が納得してついて行くだけの人物に育てることが条件となる。「まだ若いから欠点はあるが、さすが物の考え方が違う」ぐらいの感じを従業員がいだくようでなくてはうまくいかない。

尚、前社長時代の〝番頭〟がついていることも功罪両面がある。よくできた番頭であればともかくとして、とかく〝お家大事〟の古い感覚で、若い経営者の足を引っ張りがち。

「原則として、後継者に譲るときは古い幹部も一緒に〝総辞職〟させる」位な心構えが必要であろう。

●人材開発コーナー速報

当所では、現下の求人事情にかんがみ奈良公共職業安定所のご協賛を得て中高年の求職者の内、管理職及び専門的職業者、技術者の雇用促進をはかる人材開発のためのコーナーを開設して参りましたが六月二十日現在の求職者は次の通りですのでご通知致します。

尚、本コーナーは安定所より提供を受けた求職者リストを常に当所に備えつけ毎月3回（10日、20日、31日）更新致して居りますので、ご希望の向きは左記一覧表をご覧の上ご来所下さい。

記　（六月二十日現在）

○男子の部

洋食調理人	1	化学関係研究員	1
食品関係研究員	1	青果市場販売員	2
経理事務員	3	製綿工	1
新建材生産管理職	1	書籍販売(店頭)員	1
モータープール管理人	1		

○女子の部

一般事務員	9	衛生検査見習	1
保母、寮母	2	自動車整備工	2
経理事務員	3	染料関係管理職	1
店員	2	広告営業係	1
貿易関係事務員	1	木工	1
和文タイプ	1	プレス金型工	1
営業員	1	自動車セールス	1
図案工	1		

企業診断ドックのおすすめ
あなたも経営の健全化へ

◎本年度より更に多くの方々に利用していただく為、次の諸点について大きく改正いたしました。

※受診料

(1)奈良市内一日　七、〇〇〇円
　当所補助　三、五〇〇円
　受診企業負担三、五〇〇円
　他に診断員交通費は当所にて負担

(2)診断が二日以上にわたる場合は同額加算

(3)診断書作成、診断書ならびに勧告事項実施上の問題点についての質問等は一切無料です。

※診断スタッフの充実

本年度より労務管理（組織、教育訓練、教育計画）の専門診断員を新たに委嘱

◎本ドックのねらい

企業を詳細に亘って診断することによって、あなたの企業の経営上の欠陥はどこにあるかを徹底的に掘り下げ究明し、改善策を明示すると共に今後あるべき姿について勧告します。貴社のご繁栄のためにこのドックを一日も早くご利用されますことをおすすめ申し上げます。

◎特典

※一流経営コンサルタントを診断員に委嘱して専門家による迅速な診断と治療を行います。

※アフターケァーの徹底に重点を置きます。

※本所では受診後のアフターケァーの徹底と受診企業の相互研鑽のため、セミナー、経営研究会、診断員との懇談会等を開催し積極的に事後指導に当る予定であります。

※診断員は奈良商工会議所の機構の一員であることを自覚し、本所の名誉と責任において行動し、診断上知り得た機密は充分に保持します。

※詳細は奈良商工会議所へお問合せ下さい。
　電話㉓6075㈹

昭和44年度記帳指導について

標記指導は主に青色申告者を対象として、無料で帳簿のつけ方、分類の仕方、等決算までご自身で決算可能になるまで毎月継続して行っています。

第一回記帳指導経過

六十八社を対象として六月四～七日まで行われましたが、指導件数は二十五件でやや低調でした。やはり継続して指導を受けていられる方は、記帳、現金管理等しっかりされていましたが、初めて青色申告をされた方は記帳能力・現金管理等とぼしいのが目立ちました。

次回記帳指導

一、とき　七月七日～十日迄の四日間
　　午前九時～十二時まで

一、ところ　当所二階小ホール

一、指導担当　中島良次会計事務所
　　当所記帳指導員
　　渡辺　隆之

昭和44年度検定試験日程

種　目	回　数	実　施　日	受付期間	受　験　料	摘　要
簿　記（1～4級）	第30回	6月8日	5.1～5.22	1級¥400　3級¥200 2級¥250　4級¥120	1級写真貼付
〃	第31回	11月16日	10.11～10.30	〃	〃
計算尺（1～6級）	第32回	6月15日	5.12～5.31	1級¥250　2級¥200 3級¥150　4級¥120 5、6級¥100	1級写真貼付
〃	第33回	9月28日	8.25～9.13	〃	〃
〃	第34回	11月30日	10.27～11.14	〃	〃
珠　算（1～6級）	第66回	6月29日	5.19～6.9	1級¥250　2級¥200 3級¥150　4～6級¥120	1級写真貼付
〃	第67回	10月26日	9.16～10.6	〃	〃
〃	第68回	2月8日	12.8～1.19	〃	〃
計算尺競技大会	第13回	地方予選11月23日 中央大会1月25日	未　定	参加料　¥250	――

当所の巡回スライド及びテープ名

(A)
商店経営シリーズ

1 サービスとは。
2 販売効率をあげるには。
3 上手なお客の応待法。
4 上手なお店の広告戦略。
5 経営改善への道。
6 お客は常に正しい。
7 販売値段は一つしかない。
8 お客は満足をかう。
9 商店における陳列と照明。
10 〃　〃（最寄品の部）
11 新しい販売。
12 商店街活動。
13 包装の仕方。（基本編）
14 〃　（応用編）
15 品質表示と販売促進。
16 繁営する商店街。
17 店頭販売の秘訣。（接客編）
18 〃　（陳列編）
19 これからの小売商店の生きる道。
20 今日の店舗、明日の繁栄。
21 税金を怖れない経営。
22 貴方にも開かれている金融の窓口。
23 働きよい店、のびる店。
24 若い芽を育てよう。
25 みんなで街づくり。
26 商店の労務管理（上）
27 〃　（下）
28 これからの商店主婦。
29 お客さまの買物心理。
30 店員の一日（上）（新巻）
31 〃　（下）（新巻）
32 貴方にも出来る店舗の診断（新巻）
33 安心を積立てる。（新巻）
34 これからの商工青年。（新巻）
35 上手な仕入、下手な仕入。（新巻）

(B)
工場経営シリーズ

1 カギは貴方が握っている。
2 ぼやぼやしちゃいられない。
3 やさしい複式簿記。
4 新しい人間関係。
5 人間関係のポイント。
6 あなたもコストダウン出来る。
7 我々は原価を作っている。
8 下請企業の経営改善。
9 売れる製品の作り方。
10 所得税のいろは。
11 中小企業の産業安全。
12 品質管理とは。
13 あなたにもできる工場診断。（新巻）

(C)
実務訓練関係

1 正しい電話の応接。
2 正しい受付と接待の仕方。
3 正しい態度。
4 積極性を伸ばすには。
5 命令の受け方、報告の仕方。
6 会議の開き方。
7 話し方の技術。
8 T・W・Iとは。
9 教え方の四段階。
10 人を協力させるには。
11 作業分析。
12 安全。
13 電話の心得。
14 停れ、見よ、そして訊ねよ。
15 職場のモラール。
16 新しい労使の在り方。
17 店員訓練。
18 楽しい職場を作るには。
19 新時代の社員として。（組織と個人の調和）
20 販売を成功させるには。（訪問のしかた、話しかた）

御申込は
当所業務課へ
電話㉓六〇七五㈹

昭和四十四年六月二十五日　印刷
昭和四十四年七月一日　発行
編集兼発行人　奈良市宮岡中町六　中村貞三
印刷人　奈良市橋本町三六　乾太郎
印刷所　奈良市橋本町三六　奈良明新社
発行所　奈良市宮岡中町六　奈良商工会議所
電話奈良㉓六〇七五㈹

経営改善のパトロール

★小規模事業の皆さん

商工会議所では市内の小規模事業者の経営および技術の改善のお役にたつため、無料で巡回して皆さん方のご相談に応じております。

皆さん方より受けるご相談事項については、相談の機密を十分お守りいたしますから、何卒ご安心の上お気軽にご利用下さい。

★経営指導員とは

通産大臣より資格認定を受けた実務指導者で、何れも奈良商工会議所職員ですから、きっと皆さん方のご満足をいただけるものと思います。

★経営指導員の取扱う仕事

相談―生産、販売、労務、税務、金融など商工業一般診断―お店や工業の経営状況を実地に診断し、今後の経営改善の指針をお教えします。その他―小規模事業の皆さん方に必要な法律や市できめられた種々の手続きなどについてもご説明いたします。

★ご相談はすべて無料、お気軽に電話を……

TEL㉓6075㈹

奈良県に本店のある

皆様の銀行

株式会社 榮相互銀行

取締役社長 野村萬作

本店 奈良市下三条町八番地

支店 下市町、高田市、桜井市
天理市、五条市、大阪市
上市町、西大寺町

近畿電氣工事株式會社

Kinki Electrical Construction Company, Incorporated.

社長 大森久司

奈良支店長 岸井英夫

日本染織工業株式会社

取締役社長 越智岩太郎

営業種目

輸出・内需・綿・スフ・純毛・化(合)繊・麻蚊帳その他の製織並に染色整理加工
A、製織(綿・スフ・純毛・化(合)繊・麻蚊帳地・服地・芯地・モスリン・その他)
B、染色(綿・スフ・純毛・化(合)繊・麻織物の染色整理加工「特に樹脂加工」)
(キリンモスリン・キリンウール特1号)

本社	奈良市大宮町2丁目3番7号	電話奈良(33)4980・5751・5752
本社工場		5753・5754
西大寺工場	奈良市西大寺町160	電話奈良(33)5755・5756
京都商事部	京都市中京区蛸薬師通東洞院東入る	電話京都(21)3537・3538・3539
同上寝具部	京都市下京区富小路通5条下る	電話京都(35)3187・3214
大阪営業所	大阪市東区淡路町2丁目野口ビル	電話大阪(20)5908

KING



◎部品部　各種外車・国産車部品
付属品、工具

◎用品部　日本ドライブショップチェーン加盟店
J.A.F.取扱店
アクセサリー・ドライブ用品

キング商會

奈良市杉ヶ西町35－2（専売公社通り）

TEL 奈良（0742）22－0106㈹

